橿原市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成３０年９月１日

第１　目的

　この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成２４年法律第５０号。以下「法」という。）第９条の規定に基づき、橿原市が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、市内にある障がい者就労施設等からの調達の推進を図り、もって障がいのある人の自立の促進に資することを目的とする。

第２　適用範囲

　この方針は、橿原市の全組織を対象とする。

第３　対象となる施設等

　この方針による優先調達の対象となる施設等は、橿原市内に所在する地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に規定する施設等のうち、次の各号に定めるとおりとする。

1. 障害者支援施設
2. 地域活動支援センター
3. 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
4. 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第１８条第３項の規定により、必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

第４　調達を推進する物品等

　調達を推進する物品等は、障害者就労施設等が供給することが可能なものとする。

第５　調達の推進

橿原市は、物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに契約における経済性、公正性及び競争性の留意に努めるものとし、次の各号に定める取組みを行う。

（１）施設等からの物品等の調達機会増大の配慮

　ア　物品等の調達が新たに生じた場合は、施設等からの調達の可能性について検討すること。

イ　物品等の調達について、施設等からの調達が可能になるよう、できる限り分離分割発注を行うなどの発注方法を考慮するとともに、履行期限及び発注量を考慮すること。

ウ　機能、規格等必要な事項について、施設等に対し懇切丁寧な説明をすること。

（２）随意契約による調達

　　障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号の規定による随意契約を積極的に活用する。

第６　推進体制

本方針の推進担当は、福祉部障がい福祉課とし、各所属と連携を図り円滑に行えるよう努める。

第７　調達目標

　調達目標額については前年度の実績額を上回ることを目標とする。

第８　結果の公表

（１）障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により公表する。

（２）調達目標額に対する結果については、毎会計年度の終了後に取りまとめ、市ホームページ等により公表する。